

決 定 書

再 審 査 申 立 人 松 栄 運 輸 株 式 会 社

再 審 査 被 申 立 人 全 日 本 運 輸 一 般 労 働 組 合 中 部 地 区 生 コ ン 支 部

主 文

本件初審命令を取消し、再審査被申立人の救済申立てを却下する。

理 由

本件は、さきに昭和60年（不再）第24号事件として当委員会に係属していたが、再審査被申立人が初審命令の履行を求めず審理にも出頭できない旨の上申書を提出したので、当委員会は、昭和63年5月25日付けで再審査申立人の本件再審査申立てを却下する決定をした。再審査申立人は、本件却下決定の取消しを求め救済命令取消訴訟を提起した。

東京地方裁判所は、昭和63年（行ウ）第83号事件として平成元年3月30日、本件事案は初審命令を取消し初審申立人の申立てを却下すべきであった旨判示し、上記却下決定を取消し、同判決は確定した。

よって、当委員会は、行政事件訴訟法第33条第2項及び労働委員会規則（以下「規則」という。）第56条第1項により準用する第48条の規定に基づき、平成元年4月5日第1051回公益委員会議における決定により審査を再開し、上記確定判決の趣旨に従い労働組合法第25条、第27条及び規則第55条、第56条第1項により準用される第34条第1項第7号、第4項の規定に基づき主文のとおり決定する。

平成元年7月5日

中央労働委員会

会長 石川吉右衛門 ㊟